

高齢者等の带状疱疹予防接種のお知らせ

1 対象者

接種当日に旭川市に住民登録されており、

- 1 令和7年度に65歳になる方
- 2 60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方（障害等級1級相当の方）※1
- 3 令和7年度に70、75、80、85、90、95、100歳以上になる方（令和11年度までの経過措置）

※1 接種券は送付されませんが対象者であるため、身体障害者手帳をお持ちの上、医療機関へご相談ください。

【注意】 過去に带状疱疹予防接種が完了された方は、原則対象外となります。

2 接種に必要なもの

- 1 接種券（対象者には5月上旬に送付予定※2）
- 2 マイナンバーカード等の本人確認ができるもの
- 3 接種料金 生ワクチン（ビケン） 4,860円
組換え（不活化）ワクチン（シングリックス）1回につき 18,060円

※2 転入時期により、接種券が送付されない場合があります。接種券が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。また、転出された場合は使用できません。

3 接種期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 接種場所 旭川市実施医療機関（旭川市ホームページをご確認ください。）

5 接種料金が無料となる方

「1 対象者」のうち、次に該当する方は、接種時に医療機関へ証明を提示すると無料で接種することができます。接種後の払戻しはできませんので、必ず事前に提示してください。

対象者	証明となるもの
生活保護世帯の方	保護手帳
市民税非課税世帯の方	(1) 介護保険料納入通知書 (2) 後期高齢者医療制度に加入（原則75歳以上）の方 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療資格確認書又はマイナ保険証 (3) 非課税世帯確認証

詳細については、旭川市ホームページ又は裏面をご確認ください。

【お問合せ先】

旭川市7条通9丁目 総合庁舎 4階
保健予防課 保健予防係
電話 0166-25-6237

旭川市 HP
くわしくはこちら↓



市民税非課税世帯の証明となるもの

1 介護保険料納入通知書

「保険料計算の内訳（あなたの保険料の内訳）」部分の「世帯課税区分」欄が「非課税」と記載されているものが使用できます。

※ 接種する時期によって証明となる年度が変わりますので、ご注意ください。

- ・ 4～6月接種：令和6年度介護保険料納入通知書
- ・ 7月接種：令和6年度又は令和7年度介護保険料納入通知書
- ・ 8～3月接種：令和7年度介護保険料納入通知書

2 後期高齢者医療制度に加入（原則75歳以上）の方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療資格確認書又はマイナ保険証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療資格確認書については、「区分Ⅰ」又は「区分Ⅱ」と記載されているものが使用できます。

マイナ保険証については、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（後期高齢者医療資格確認書）の交付対象者の方（非課税世帯の方）が提示した場合に、免除を受けられます。なお、カードリーダーのない医療機関では確認できません。

3 非課税世帯確認証（1、2がない場合）

お手数ですが、お近くの支所等又は保健予防係窓口まで次のものをご持参の上お越しください（郵送対応はしておりません。）。

[発行に必要なもの]

- ・ 接種券
- ・ マイナンバーカード等の本人確認書類
- ・ 印鑑（手続きに来られる方以外の世帯員全員分）

※ スタンプ印は使用不可

※ 手続きに来られる方が住民票上別世帯の場合は、委任状が必要

※ 令和7年1月以降に転入されてきた方は、住民票上同一の世帯全員分の前住所地の課税証明書が必要